

日本知財学会誌 優秀論文賞

受賞の概要など

受賞論文：知的財産戦略によるイノベーションの専有可能性ーインクジェットプリンタの暗黙の知的財産同盟ー

受賞者：後藤吉正（国立研究開発法人科学技術振興機構理事）、玄場公規（イノベーション・マネジメント研究科教授）

掲載雑誌：日本知財学会誌：第12巻第1号（2015年10月20日）

論文の概要：イノベーションを創出した組織がその価値を享受することは「イノベーションの専有」と呼ばれており、企業の事業経営にとって極めて重要な戦略課題である。この点、特許制度が付与する独占排他権は、イノベーションの専有の有力な手段として期待されている。しかし、化学製品・医薬品以外の産業分野においては、製品開発に必要な不可欠の特許である必須特許が多数存在するため、事実上、多数の企業に必須特許権が拡散し、独占排他権の行使が困難な場合が多い。そのため、多くの企業の知財戦略においては、特許の出願は独占排他権を行使するというよりも、他社からの侵害を排除するという防衛的な意義が強調される傾向にあった。しかしながら、典型的な電子機器製品であるインクジェットプリンタにおいては、技術開発に先行し、必須特許権を有する3社がイノベーションの価値を長期間にわたって享受している。本論文では、インクジェットプリンタの技術開発経緯及び各社の知財戦略を詳細に分析した。分析の結果、これらの3社は、相互にクロスライセンスするか、あるいは特許権の実施を相互に黙認する一方で、3社以外の企業には実施許諾しないという知的財産戦略を実行したことが明らかになった。本論文は、このような知財戦略を「暗黙の知的財産同盟」と定義し、3社が暗黙の知的財産同盟により、イノベーションの専有を実現できたことを示した。本論文では、更に、暗黙の知的財産同盟の成立・継続を支えた主要な要因についても考察を行った。その要因とは、①クロスライセンスを行う企業の特許権活用方針が類似する②必須特許を継続的に取得する③他社が必須特許を取得することを抑止する④特許侵害品の生産を抑止することである。結論として、高い技術開発力を有することが前提であるものの、暗黙の知的財産同盟のような卓越した知財戦略を駆使することにより、化学製品・医薬品以外の産業分野においても、イノベーションの専有が成立しうることを示した。

以上